

個人番号（マイナンバー）の利用について

申請書への個人番号の記入

平成28年1月より、国や地方公共団体などにおいて、社会保障、税、災害対策の分野で個人番号の利用が開始されました。

子ども・子育て支援新制度の支給認定の申請においても個人番号の記載が必要となるため、添付の「教育・保育給付認定申請書」に世帯全員のマイナンバーのご記入をお願いします。

番号確認と身元確認書類の提出

番号制度では、個人番号が記入された申請書等の提出時に、番号確認と身元確認が必要となりますので、ご提出に際しまして番号確認用及び身元確認用ごとに次の書類のいずれかで確認させていただきます。

郵送で提出する場合は、それぞれの書類の写しを添付していただきますようお願いいたします。

<番号確認用>

個人番号カード、通知カード、住民票のいずれか。

<身元確認>

個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳等のいずれか。

※保護者がその世帯の確認義務を負うため、保護者の番号確認及び身元確認をさせていただきます。

※個人番号カード（両面）であれば1枚で結構です。

個人番号を求める根拠

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、子ども・子育て支援新制度に係る事務の利用について規定されています。

また、子ども・子育て支援法施行規則においても、当該申請に関して個人番号を記載することが規定されています。

留意事項

- ・郵便事故等も想定されるため、できる限り確実に届く方法で提出をお願いします。
- ・祖父母など保護者以外の第三者や郵送で提出する場合の番号確認と身元確認の書類は、支給認定保護者のものだけを添付してください。子どもの個人番号は個人番号通知カード等を保護者が確認して、申請書に記入してください。
- ・個人番号がわからない場合等は、個人番号は未記入のまま提出してください。この場合は、身元確認等の書類は必要ありません。

【問い合わせ先】〒350-8601 川越市元町1-3-1

川越市子ども未来部保育課入所担当

TEL 049-224-5827 FAX 049-223-8786